

# みなとみた

2020 9  
No.141

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 労働行政ニュース ● 2~11

第71回「全国労働衛生週間」を10月に実施／私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2020／新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！／新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です／時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう！／STOP！熱中症クールワークキャンペーン／東京都最低賃金については現行どおり／令和元年度における過労死等の労災補償状況(東京労働局分)について／東京都内の労働基準監督署における令和元年(平成31年)の定期監督等の実施結果  
厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

### ハローワークしながわインフォメーション ● 12~13

最近の雇用失業情勢／新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

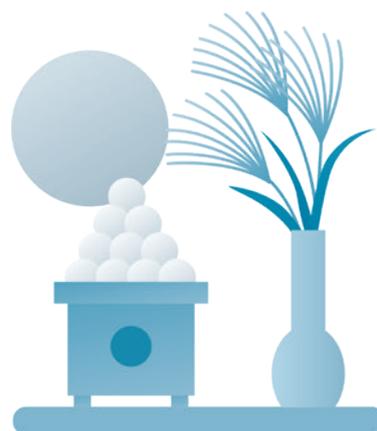
### 協会だより ● 14~16

2020年度「定期総会」開催される／三田労働基準協会 役員名簿／2019年度正味財産増減計算書(抄)／2020年度収支予算書(抄)／新入会員のご紹介／講習会等のご案内

#### 最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

[mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp](mailto:mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp) (講習会用)



## 第71回「全国労働衛生週間」を10月に実施

### ～「みなおして 職場の環境 からだの健康」～

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で71回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組みを展開します。

労働衛生分野では、過重労働等により労働者の命が失われることや健康障害、職場における労働者のメンタルヘルス不調、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害などが重要な課題となっています。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策については、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく取組の徹底等を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していくこととしています。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2. 密集空間（多くの人々が密集している）、3. 密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとしています。

※例年実施しておりました三田労働基準監督署との共催による「全国労働衛生週間説明会」は、今年度は開催しないこととなりました。

# 私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2020

「私の安全衛生宣言」を募集しています！

東京労働局では、平成30年度より5か年を計画期間とする第13次労働災害防止計画（以下「13次防」といいます。）を策定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有生み出す安全・安心」をキャッチフレーズに官民一体となった労働災害防止のための取組を推進しています。

13次防においては、計画を推進するに当たっての基本的考え方の1つとして、「『行政が進める安全衛生対策の見える化』の推進」を掲げています。

この取組の一環として、東京都内の関係団体等と連携し、「安全衛生宣言」を広く募集し、国民全体の安全・健康意識の高揚を図ることを目的に、標記のコンクールを下記のとおり開催します。皆様から、多数の応募をお待ちしています。



主 催 : 東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会  
募 集 期 間 : 令和2年7月1日(水)～10月7日(水)  
選考委員会 : 令和2年11月予定  
優秀作品発表 : 令和2年11月～12月予定  
表 彰 式 : 令和2年12月予定

# 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただくなくても手続きできます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、**電子政府の総合窓口「e-Gov」**から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

## 届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた申請など	● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

## 簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

## 導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダー（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

労働基準法などの手続に関する電子申請については、厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などが掲載されていますので、ご参照ください。

ホームページは「**労基法等 電子**」で検索！

## 新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

### 「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～  
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 事業主の皆様へ

治療のために通院したり、  
子どもの学校行事への参加や家族の介護など、  
労働者のさまざまな事情に応じて、  
柔軟に休暇を取得できるよう、

**時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう!**



年次有給休暇は原則1日単位ですが、  
労使協定の締結等により、  
年5日の範囲内で、  
時間単位での取得が可能となります。  
このパンフレットでは、  
時間単位の年次有給休暇制度導入の  
ポイント等をまとめています。

仕事  
休もって  
計画

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



(働き方・休み方改善ポータルサイト)



(年休取得特設サイト)

# 新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

## ●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### 〈労使協定で定める事項〉

- ① **時間単位年休の対象労働者の範囲**  
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。
- ② **時間単位年休の日数**  
1年5日以内の範囲で定めてください。
- ③ **時間単位年休1日分の時間数**  
1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
- ④ **1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数**  
2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

## 年次有給休暇の時間単位での付与に関する労使協定(例)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

(対象者)

第1条 すべての労働者を対象とする。

(日数の上限)

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

(1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休)

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

(取得単位)

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 総務部長 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## ●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

### 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

<b>5日</b>	<b>5日</b>
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

<b>15日</b>	<b>5日</b>
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
<b>一斉付与方式</b>	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
<b>交替制付与方式</b>	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

**労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。**

まだまだ暑い日があります ☀

# STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

令和2年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

めまい・失神	筋肉痛・筋肉の硬直	大量発汗
頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感		
意識障害・痙攣・手足の運動障害		高体温

高温多湿な環境では熱中症が多発します。

以下の項目をチェックして  
職場の熱中症予防に努めましょう!

- WBGT値<sup>(※1)</sup>の低減に努めていますか？
- 熱への順化期間<sup>(※2)</sup>を設けていますか？
- 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか？
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか？
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか？

※1 WBGTとは、気温に加え、湿度、風速、輻射熱を考慮した総合的な値を意味し気温と同じく「℃」で表されます。

※2 順化期間とは、計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間のことです。

# 東京都最低賃金については現行どおり

## ～東京都最低賃金は、時間額1,013円のまま～

東京労働局長は、東京都最低賃金を現行どおりの時間額1,013円とすることを決定しました。

1. 本年7月10日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行った東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月5日に東京都最低賃金時間額1,013円については、現行どおりとすることが適当である旨の答申を行いました。

2. これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の経路を経て、東京都最低賃金を時間額1,013円とする決定を行いました。

3. 東京労働局は、引き続き、最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進するとしています。

### 〈令和2年度地域別最低賃金時間額答申状況〉

都道府県名	ランク	改定額【円】 （※1）	引上げ額 【円】	発効予定年月日 （※2）	都道府県名	ランク	改定額【円】 （※1）	引上げ額 【円】	発効予定年月日 （※2）
北海道	C	861(861)	— (※3)	— (※3)	滋賀	B	868(866)	2	2020年10月1日
青森	D	793(790)	3	2020年10月3日	京都	B	909(909)	—	—
岩手	D	793(790)	3	2020年10月3日	大阪	A	964(964)	—	—
宮城	C	825(824)	1	2020年10月1日	兵庫	B	900(899)	1	2020年10月1日
秋田	D	792(790)	2	2020年10月1日	奈良	C	838(837)	1	2020年10月1日
山形	D	793(790)	3	2020年10月3日	和歌山	C	831(830)	1	2020年10月1日
福島	D	800(798)	2	2020年10月2日	鳥取	D	792(790)	2	2020年10月2日
茨城	B	851(849)	2	2020年10月1日	島根	D	792(790)	2	2020年10月1日
栃木	B	854(853)	1	2020年10月1日	岡山	C	834(833)	1	2020年10月1日
群馬	C	837(835)	2	2020年10月3日	広島	B	871(871)	—	—
埼玉	A	928(926)	2	2020年10月1日	山口	C	829(829)	—	—
千葉	A	925(923)	2	2020年10月1日	徳島	C	796(793)	3	2020年10月3日
東京	A	1,013(1013)	—	—	香川	C	820(818)	2	2020年10月1日
神奈川	A	1,012(1011)	1	2020年10月1日	愛媛	D	793(790)	3	2020年10月3日
新潟	C	831(830)	1	2020年10月1日	高知	D	792(790)	2	2020年10月3日
富山	B	849(848)	1	2020年10月1日	福岡	C	842(841)	1	2020年10月1日
石川	C	833(832)	1	2020年10月7日	佐賀	D	792(790)	2	2020年10月2日
福井	C	830(829)	1	2020年10月2日	長崎	D	793(790)	3	2020年10月3日
山梨	B	838(837)	1	2020年10月8日	熊本	D	793(790)	3	2020年10月1日
長野	B	849(848)	1	2020年10月1日	大分	D	792(790)	2	2020年10月1日
岐阜	C	852(851)	1	2020年10月1日	宮崎	D	793(790)	3	2020年10月3日
静岡	B	885(885)	—	—	鹿児島	D	793(790)	3	2020年10月3日
愛知	A	927(926)	1	2020年10月1日	沖縄	D	792(790)	2	2020年10月3日
三重	B	874(873)	1	2020年10月1日	全国加重平均		902(901)	1	—

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額。

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付。

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

## 令和元年度における過労死等の 労災補償状況（東京労働局分）について

◎東京労働局は、令和元年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。

◎東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

### ■令和元年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]
建設業	22 (0)	8 (0)	1 (0)	18 (4) [3(0)]	17 (2) [2(0)]	7 (1) [2(0)]
製造業	13 (2)	12 (1)	0 (0)	25 (10) [4(0)]	24 (11) [3(0)]	4 (2) [1(0)]
情報通信業	13 (0)	5 (0)	1 (0)	58 (21) [4(1)]	55 (18) [9(2)]	15 (1) [2(0)]
運輸業、郵便業	18 (0)	17 (2)	4 (0)	38 (5) [2(0)]	27 (9) [0(0)]	10 (3) [0(0)]
卸売業・小売業	30 (3)	17 (1)	3 (0)	49 (25) [5(2)]	46 (22) [6(1)]	16 (5) [1(0)]
金融業・保険業	1 (0)	3 (0)	0 (0)	28 (15) [3(1)]	16 (7) [0(0)]	2 (1) [0(0)]
宿泊業、飲食サービス業	13 (1)	12 (1)	5 (0)	13 (4) [2(1)]	13 (4) [1(1)]	9 (2) [0(0)]
教育、学習支援業	3 (2)	4 (1)	1 (0)	11 (7) [2(0)]	7 (4) [1(0)]	0 (0) [0(0)]
医療、福祉	5 (3)	2 (1)	0 (0)	40 (30) [1(0)]	25 (20) [1(1)]	6 (5) [1(1)]
その他の事業(上記以外の事業)	42 (6)	26 (2)	5 (1)	83 (41) [2(0)]	65 (32) [3(0)]	15 (5) [3(0)]
合計	160(17)	106 (9)	20 (1)	363(162) [28(5)]	295(129) [26(5)]	84(25) [10(1)]

注1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

### ■令和元年度 職種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害 [うち自殺]		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
管理的職業従事者	4 (0)	8 (1)	3 (0)	1 (1) [0(0)]	3 (0) [2(0)]	2 (0) [2(0)]
専門的・技術的職業従事者	41 (6)	15 (0)	3 (0)	111(54) [11(1)]	88 (33) [12(3)]	27 (7) [5(1)]
事務従事者	20 (2)	15 (2)	0 (0)	118(63) [8(2)]	103 (61) [4(0)]	18 (9) [0(0)]
販売従事者	20 (2)	15 (1)	2 (0)	53(23) [5(1)]	37 (16) [6(1)]	12 (3) [2(0)]
サービス職業従事者	14 (2)	12 (2)	6 (1)	26(13) [2(1)]	19 (10) [1(1)]	10 (3) [0(0)]
生産工程従事者	8 (2)	6 (1)	0 (0)	7 (3) [1(0)]	4 (1) [0(0)]	2 (1) [0(0)]
輸送・機械運転従事者	18 (0)	15 (0)	5 (0)	28 (0) [0(0)]	24 (4) [0(0)]	9 (2) [0(0)]
建設・採掘従事者	18 (0)	7 (0)	0 (0)	7 (0) [1(0)]	6 (0) [0(0)]	1 (0) [0(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	11 (3)	6 (1)	0 (0)	7 (4) [0(0)]	8 (4) [0(0)]	1 (0) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	6 (0)	7 (1)	1 (0)	5 (1) [0(0)]	3 (0) [1(0)]	2 (0) [1(0)]
合計	160(17)	106 (9)	20 (1)	363(162) [28(5)]	295(129) [26(5)]	84(25) [10(1)]

注1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 ( )内は女性の数で内数である。

# 東京都内の労働基準監督署における 令和元年(平成31年)の定期監督等の実施結果

## 75.5%の事業場に法違反の改善指導を実施

東京労働局は、令和元年（平成31年）に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について取りまとめ、公表しました。

### ●定期監督等の実施結果のポイント

#### 1 定期監督等の実施事業場数：12,326事業場

このうち、9,308事業場（全体の75.5%）で労働基準関係法令違反あり。

#### 2 主な違反内容

- (1) 違法な時間外労働があったもの： 3,241事業場（26.3%）
- (2) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの： 2,502事業場（20.3%）
- (3) 割増賃金不払があったもの： 2,385事業場（19.3%）

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

表1 定期監督等実施事業場数

	定期監督等実施事業場数 (A)	労働基準関係法令違反があった事業場数 (B)	B/A (%)
合計	12,326	9,308	75.5%
製造業	1,049	886	84.5%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	5,159	3,822	74.1%
運輸交通業	399	287	71.9%
貨物取扱業	38	26	68.4%
農林業	9	7	77.8%
畜産・水産業	0	0	—
商業	1,754	1,411	80.4%
金融広告業	266	186	69.9%
映画・演劇業	113	101	89.4%
通信業	29	13	44.8%
教育研究業	396	289	73.0%
保健衛生業	416	314	75.5%
接客娯楽業	881	713	80.9%
清掃・と畜業	219	163	74.4%
官公署	1	1	100.0%
その他の事業 (注)	1,596	1,088	68.2%

注 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反事項別事業数

#### ①労働基準法違反

労働条件明示 (15条)	1,196
賃金不払 (23・24条)	519
労働時間 (32・40条)	3,241
休憩 (34条)	322
休日 (35条)	261
割増賃金 (37条)	2,385
就業規則 (89条)	1,246
賃金台帳 (108条)	1,648

#### ②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 (10～19条(14条を除く))	1,042
作業主任者 (14条)	345
安全基準 (20～25条)	2,502
衛生基準 (20～25条)	243
特定元方事業者・注文者 (30・31条)	798
定期自主検査 (45条)	143
作業環境測定 (65条)	101
健康診断 (66条)	1,026

## 最近の雇用失業情勢

### ○令和2年7月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.9%であり、前月に比べ0.1ポイントの上昇。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より2万人増加し、196万人。（原数値は197万人で、前年同月差41万人増加）
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より11万人増加し、6,648万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より15万人増加し、5,924万人。
- ☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」などが減少している。
- ☆令和2年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.08倍であり、前月より0.03ポイント低下。
- ☆令和2年7月の新規求人倍率（季節調整値）は1.72倍であり、前月と同じ水準。

内閣府の月例経済報告（令和2年8月）「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。」（※景気の総括判断は上方修正。）

「雇用情勢の先行きについては、感染症の影響に十分注意する必要がある。」（※雇用情勢判断は維持。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
30年度	2.42	3.43	14.20	1.62	2.13	7.87	9,760	12,973
31年度	2.35	3.40	14.35	1.55	2.05	8.26	8,400	11,440
2年7月	1.72	2.10	7.04	1.08	1.29	4.74	6,184	8,390

- （注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。  
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。  
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。  
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

### ○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和2年7月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は238,225人（前年同月比32.8%減）で、26か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は77,336人（前年同月比36.5%減）で、7か月連続で前年同月を下回った。

一方、有効求職者数は191,085人（前年同月比9.3%増）で、2か月連続で前年同月を上回った。また、新規求職者数は37,494人（前年同月比0.5%増）で、2か月連続で前年同月を上回った。

就職件数は6,184件で、前年同月より32.8%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は3,167件（前年同月比36.1%減）、パートは3,017件（前年同月比29.0%減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（㈱東京商工リサーチ調べ）によれば、都内の倒産件数は151件（前年同月比4.4%減）であり、業種別件数では、サービス業（32件）、卸売業（25件）、小売業（19件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

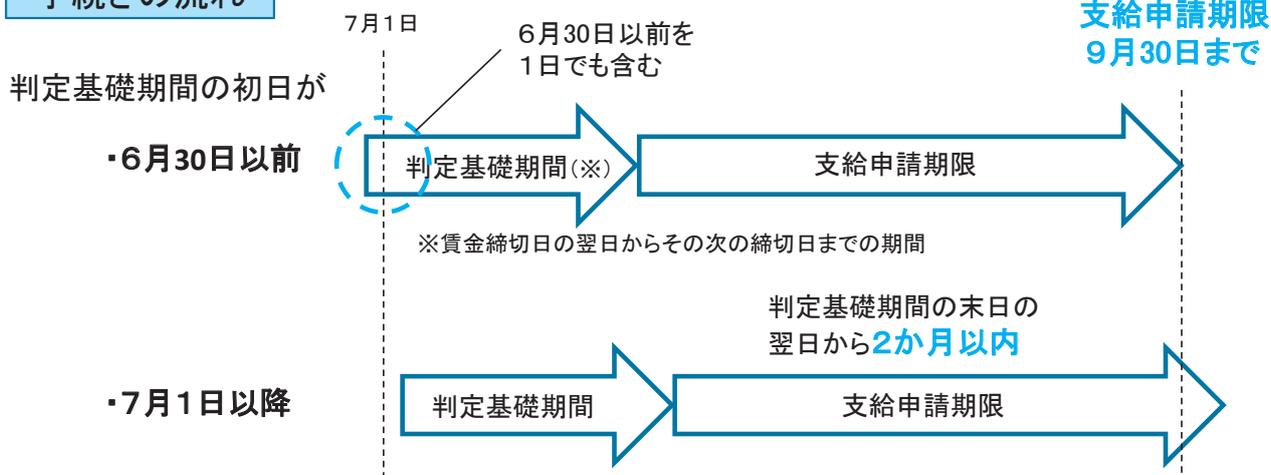
## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

### 特例措置の内容

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができるようになりました。

(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

### 手続きの流れ



**判定基礎期間の初日が6月30日以前の休業等に関する雇用調整助成金等の支給申請は**

**令和2年9月30日まで (郵送の場合は必着)**

6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。

### その他の特例措置の内容

その他の特例措置の情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

ご不明な点は下記のコールセンターまでお問合せください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・労働局・ハローワーク

## 2020年度「定期総会」開催される

6月19日（金）午後4時から東京プリンスホテルサンフラワーホールにおいて、新型コロナウイルス感染症予防の万全を期して、2020年度定期総会が開催されました。山内啓三郎会長の「新たな日常」の中、労働時間の適正な管理と労働災害防止、健康確保対策の推進など会員・地域の役に立つ協会運営を進めたいとの挨拶に続き、2019年度財務諸表承認の件、理事補充の件が審議、承認されました。

また、2019年度事業報告、同公益目的支出計画、2020年度事業計画、同収支予算書、事務組合事務処理規約改正の報告がなされました（新役員名簿及び財務諸表（抄）は別表のとおり）。ご来賓の三田労働基準監督署長岩出順一様から、新型コロナウイルス関係で管内の情勢が大変な中、労働基準監督署の状況と今年度の行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。



総会全景



会長挨拶



岩出署長様ご祝辞

## 一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏名	所属事業場名	役員名	氏名	所属事業場名
会長代表理事	山内啓三郎	日本精米製油(株)	理事	近田 齊満	NEC フィールディング(株)
副会長理事	柴本 守人	(株)サンリツ	理事	栗田 誠	(株)安藤・間
副会長理事	谷 正文	(株)精美堂	理事	浦島 宣哉	伊藤忠商事(株)
副会長理事	柳田 一行	東洋電信電話工業(株)	理事	太田 直樹	日本電気(株)
副会長理事	富岡 勇人	京浜急行電鉄(株)	理事	沢田 健一	東洋水産(株)
理事	山田 真子	山田倉庫(株)	理事	松岡 茂喜	松岡冷蔵(株)
理事	椿 善和	東京定温冷蔵(株)	理事	池田 文伸	東京シップサービス(株)
理事	近江 信郎	(株)小糸製作所	理事	星野 勇	総合警備保障(株)
理事	米澤 和芳	鹿島建設(株)東京建築支店	監事	橘 新治	芝信用金庫
			監事	丸尾 隆児	(株)田町ビル

## 2019年度正味財産増減計算書《抄》

(2019年4月1日～2020年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	17,667,000	17,933,000	△266,000
②事業収入	67,194,841	68,023,918	△829,077
③雑収入	275,042	1,655,857	△1,380,815
経常収益計	85,136,883	87,612,775	△2,475,892
(2) 経常費用			
①事業費	77,950,187	78,957,872	△1,007,685
②管理費	4,237,720	4,231,706	6,014
経常費用計	82,187,907	83,189,578	△1,001,671
当期経常増減額	2,948,976	4,423,197	△1,474,221
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	4,587,500	5,089,200	△501,700
当期一般正味財産増減額	△1,638,524	△666,003	△972,521
一般正味財産期首残高	239,101,411	239,767,414	△666,003
一般正味財産期末残高	237,462,887	239,101,411	△1,638,524
II 正味財産期末残高	237,462,887	239,101,411	△1,638,524

## 2020年度収支予算書《抄》

(2020年4月1日～2021年3月31日)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度 予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	17,687,000	17,900,000	△213,000
②事業収入	67,941,000	69,429,000	△1,488,000
③雑収入	280,000	323,000	△43,000
経常収益計	85,908,000	87,652,000	△1,744,000
(2) 経常費用			
①事業費	81,944,000	79,602,000	2,342,000
②管理費	4,301,000	4,263,000	38,000
経常費用計	86,245,000	83,865,000	2,380,000
当期経常増減額	△337,000	3,787,000	△4,124,000
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	4,390,000	5,417,000	△1,027,000
当期一般正味財産増減額	△4,727,000	△1,630,000	—

## 〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
五十嵐冷蔵(株)	東京都港区芝浦2-10-5	冷蔵倉庫業
東京ガスファシリティサービス(株)	東京都港区港南2-15-3	ビルメンテナンスサービス
東京ガス不動産(株)	東京都港区港南2-15-3	不動産業
(株)ワイテック	東京都港区三田2-14-9	映像機器の物品レンタル業

## 講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

### ◎ 有料 新型コロナ対策で求められるメンタルヘルスケア 10月23日(金) 13:30～

【会場】 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

感染への不安、テレワークなど新しい働き方への不満や戸惑いによる「コロナ不安」を「コロナうつ」にさせないためのメンタルヘルス対策の講習会です。

### ◎ 有料 実務基礎講座 雇用保険・社会保険 10月28日(水) 10:00～

【会場】 東京都左官工業協同組合会議室

雇用保険、健康保険、厚生年金保険について、迅速かつ適正な手続きができるように、各種手続きについて、担当者の疑問を解消します。

◎ **有料** 安全衛生推進者初任時教育（第2回） 10月1日（木） 9：00～

【会場】 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

常時10～49人の労働者を使用する工業的業種では安全衛生推進者を選任する義務があります。選任あるいは選任予定の方の受講など安全衛生教育としてご利用ください。

◎ **有料** 安全管理者選任時研修（第3回） 10月27日（火）～28日（水）

【会場】 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

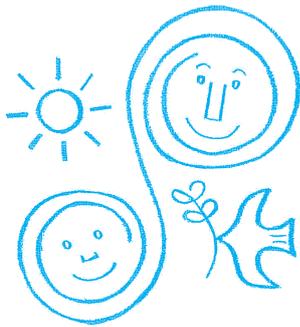
50人以上の工業的業種事業場に義務付けられている「安全管理者」の選任において、本研修の修了が必要です。

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会（第4回） 11月10日（火）～12日（木）

【会場】 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますので、ご確認をお願いします。）



## 健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。  
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

**作業環境測定**についてもお任せ下さい。



## 一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

**TEL : 03-3783-9411**

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

**みなとみた** 令和2年9月号 令和2年9月15日発行(年6回発行) 第24巻第5号通巻第141号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>